

(第1回)

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想見直し

検討委員会

会議次第

令和6年8月5日(月) 午前10時30分～

会場：砧小学校 1階ランチルーム

- 開会挨拶(玉野部長)
- 委員会の目的
 - 資料1 世田谷区立学校改築基本構想検討委員会設置要綱
- 委員紹介
 - 資料2 世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想見直し
検討委員会委員名簿
- 委員長互選

【議題】

- 1 会議の進め方とスケジュールについて
 - 資料3 砧小学校・砧幼稚園改築基本構想見直し
検討委員会スケジュール(案)
 - 資料3別紙 砧小学校・砧幼稚園改築だより(令和2年11月 第3号)
- 2 令和元年度策定 基本方針及び基本設計で考慮すべき基本事項について
 - 資料4 令和元年度策定基本方針及び基本設計で考慮すべき基本事項
- 3 基本構想見直しにあたっての主な視点について
 - 資料5 世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想見直しにあたっての
前提条件について
 - 資料5別紙 敷地内の擁壁配置図
 - 資料6 設計・工事の発注手法について
 - 資料7 改築計画全体スケジュール(案)
 - 資料8 世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)(抜粋)
 - 資料9 区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方について
(概要版)
 - 資料10 世田谷区公共建築物 ZEB 指針
 - 資料11 標準設計仕様書(抜粋)

資料 1 2 区立幼稚園集約化等計画（抜粋）

資料 1 3 学校等における医療的ケア実施ガイドライン（抜粋）

4 配置計画たたき台について

資料 1 4 配置計画たたき台

5 その他

世田谷区立学校改築基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 世田谷区立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の改築にあたり、「世田谷区教育振興基本計画」及び「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)」に基づいて改築を推進するため、改築する区立学校（以下「改築校」という。）ごとに基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、複数の改築校を複合化する場合は、当該複数の改築校につき一の委員会を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、原則「(当該改築校名) 改築基本構想検討委員会」とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告する。

(1) 当該改築校の改築基本構想(案)を取りまとめること。

(2) 当該改築校の改築基本構想及び設計に係る条件整理をし、提言すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校改築に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会の委員は、当該改築校の長のほか、別に定める当該改築校に係る関係職員、保護者及び地域住民をもって組織し、教育長が委嘱する。

2 前項に定める委員のほか、委員長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は、基本構想(案)の報告終了時までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等の参加を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は必要に応じ、改築基本構想(案)取りまとめ作業の進行状況を、教育長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日28世教環境第508号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日30世教環境第367号）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日6世教環境第198号）

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想見直し検討委員会
委員名簿

学校推薦委員	宇佐美 武志	学校運営委員 遊び場開放運営委員長
	入江 彰昭	東京農業大学教授
	荒川 和茂	喜多見上部自治会会長
学校長	神田 光子	砧小学校長
	島崎 智恵	砧幼稚園長
区職員	畝目 晴彦	砧総合支所長
	佐々木 康史	施設営繕担当部長
	玉野 宏一	教育委員会事務局教育政策・生涯学習部長
	秋山 武徳	教育委員会事務局学校教育部長
	宇都宮 聡	教育委員会事務局教育総合センター長
	市川 泰史	砧総合支所街づくり課長
	奥 清人	施設営繕担当部施設営繕第一課長
	高橋 毅	施設営繕担当部公共施設マネジメント課長
	米倉 宗利	教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課長
池田 あゆみ	教育委員会事務局教育環境課副参事（教育施設担当）	

【事務局】

高野 明	教育委員会事務局教育環境課長
鍋坂 健	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当係長
小野塚 猛雄	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当
片倉 萌瑛子	教育委員会事務局教育環境課教育環境担当

5. 基本設計で考慮すべき基本事項（「3. 計画の特色」に含まれない項目の抜粋）

- (1) 配置計画
- ・小学校グラウンドは、現状と同等以上の広さ、整形な部分を広く確保するよう検討。
 - ・菜園や遊具、こども園プールを安全に配慮して適切に配置。
 - ・斜面地や屋上など、校庭以外の屋外空間における学習環境の充実。
 - ・将来の児童数増加に柔軟な対応が可能な平面計画。
- (2) 平面計画
- ◇ 児童ゾーン
 - ・普通教室は、日当たりのよい位置にまとめて配置し、良好な室内環境を確保。
 - ◇ 運動施設
 - ・プールは校舎屋上に設置し、敷地の有効活用。
 - ・体育館の屋根に屋上緑化や太陽光発電パネルを配置するなど、断熱性向上の工夫。
 - ◇ 地域施設
 - ・地域コミュニティスペース（和室）を設け、図書室や和室等は、地域開放を考慮。
 - ◇ こども園
 - ・小学校と連携できるよう、校舎内で行き来できる計画。
- (3) その他
- ◇ 室内環境
 - ・地下階も含め、校舎内の通風・採光を確保し、良好な室内環境を整備。
 - ◇ 防犯・災害対策
 - ・避難所運営のための水確保や太陽光発電など非常時対応を考慮した設備計画。
 - ・雨水利用や雨水流出抑制対策を行い、大雨の際の下流域への影響を低減。
 - ・校舎から死角となる箇所を安全対策を検討。
 - ◇ 維持管理 屋上への階段設置など、管理しやすい動線を適切に確保。
 - ◇ 工事安全 児童の安全を最優先に、避難所運営も考慮した仮設計画。

6. アンケート調査結果（改築後に確保・充実させてほしい場所、項目など）

- ◇ 児童
 - ・校庭や体育館、また図書室など、教室以外で遊ぶ場所や過ごす場所
 - ・広い校庭 ・体育館のエアコン ・遊具
- ◇ 保護者
 - ・日当たり、通風への配慮 ・広い校庭、視認性の良い園庭
- ◇ 教職員
 - ・小学校と幼稚園の門の防犯対策、周辺道路の危険性の解消、安全対策（小学校）・行事や学習での利用などを目的とした多目的スペース
 - ・児童が落ち着ける空間 ・学年全体が集まれる大きな部屋
 - （幼稚園）・読書や調理の専用諸室 ・雨天時に遊べるスペース。
- ◇ 近隣住民
 - ・正門の交通安全対策、場所の分かりやすさ

7. 今後のスケジュール（想定）

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度～ (2023年度～)
事業者選定準備 公募プロポーザル	各種調査 、基本設計	実施設計、 準備工事等	解体・改築工事 (6～8年間程)
・基本構想説明会 (11/13, 15)	・基本設計中間説明会 ・基本設計説明会	・条例に基づく説明会 ・解体工事説明会	・改築工事説明会

砧小学校・砧幼稚園 改築だより 令和2年11月 第3号

世田谷区教育委員会事務局教育総務部教育環境課

砧小学校・砧幼稚園改築基本構想説明会を開催します

日ごろより、世田谷区の教育行政及び砧小学校・砧幼稚園の運営にご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、これまでお配りしてきた改築だより（第1号、第2号）にてお知らせしたとおり、教育委員会では、砧小学校・砧幼稚園を次期改築校として選定し、幼稚園をこども園として合築するため「砧小学校・砧幼稚園改築基本構想検討委員会」を設置し、学校長をはじめ学校関係者や地域代表の方のご参加のもと、改築基本構想づくりに取り組んでまいりました。

そして、上記検討委員会による構想案の検討を踏まえまして、令和2年2月に区として「砧小学校・砧幼稚園改築基本構想」を策定いたしました。

改築基本構想の内容や校舎・園舎の配置・ゾーニング案、アンケートによる調査結果の概要、今後の改築スケジュール等について、本来であれば説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期しておりました。

このたび、感染症対策を徹底したうえで、下記のとおり説明会を開催いたします。

ご多忙中とは存じますが、ご出席の程、お願い申し上げます。

また、ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

砧小学校・砧幼稚園改築基本構想説明会

日 時：令和2年11月13日（金） 午後5時～午後6時

令和2年11月15日（日） 午後2時～午後3時

会 場：砧小学校 体育館

（両日とも、説明内容は同じです。ご都合の良い日程にご出席ください。）

<当日のお願い>

新型コロナウイルス感染症の予防のために、以下の対応にご協力ください。

- ・会場ではマスクのご着用をお願いします。また、会場入口に手指消毒液を用意しますので、必要に応じてご利用ください。
- ・体調が優れない場合は、出席のお見送りをお願いします。
- ・ご欠席される場合のご質問は、随時電話等で受付いたします。
- ・当日資料については、開催日以降、ホームページに掲載します。

※説明会直前の時期における都内の新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、説明会を急遽中止にする場合がございます。開催の有無につきましては、11月11日（水）以降にホームページをご確認いただくか、下記問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

担 当：教育委員会事務局教育総務部教育環境課教育環境担当 千田・高鳥

電 話：03-5432-2665

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

U R L： <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/005/007/d00161577.html>

世田谷区ホームページ『砧小学校の改築状況』に改築だより等を掲載中です

令和元年度策定基本方針及び基本設計で考慮すべき基本事項

6. 基本構想案

6.1 基本方針

基本方針

複合化を活かした多様な教育や子育ての拠点となる施設 **【教育・子育て(Ⅰ)】**

- ・小学校・こども園・地域の交流を促進し、思いやりのある子どもを育てる空間づくりを行います。
- ・多様な教育や将来の児童数の変化に対応できる、柔軟性のある計画とします。
- ・子どもたちの多様性に配慮し、地域の子育て支援の拠点として活用できる計画とします。

子どもたちの健康・体力の向上に寄与する施設 **【生活・健康(Ⅱ)】**

- ・広い校庭・園庭や屋上利用など、活発な活動ができる空間を確保し、子どもたちの健康・体力の向上に寄与する計画とします。
- ・清潔感のあるトイレ、明るい室内環境など、快適に過ごせる学習・生活空間を整備します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい計画とします。

地域とともに歩む開かれた施設 **【地域・景観(Ⅲ)】**

- ・国分寺崖線の景観や、学校の風景伝承を図り、地域と調和のとれた計画とします。
- ・地域開放に配慮し、「砧っ子夏祭り」などの地域活動に活用しやすい計画とします。
- ・既存樹を大切にするとともに、新たな樹木を植え、永く地域に親しまれる計画とします。

自然とのふれあいを大切にする地球にやさしい施設 **【自然・環境(Ⅳ)】**

- ・菜園や緑地の整備など、子どもたちが自然に触れられる環境を整備します。
- ・自然エネルギーの積極利用による環境への負荷低減を図るとともに、環境配慮の「見える化」など、子どもたちが体感できる計画とします。
- ・木材の積極的な活用を検討し、あたたかみのある学習・生活空間を計画します。

児童と地域を守る安全安心な施設 **【安全・防災(Ⅴ)】**

- ・小学校とこども園のセキュリティ区分や動線に配慮し、適切な教室・施設配置を計画します。
- ・災害に強く、避難所として安心して活用できる計画とします。
- ・擁壁や歩道整備など地域防災に貢献する計画とします。

6.2 基本設計で考慮すべき基本事項

(1) 配置計画

- ① 小学校グラウンドは、現状と同等以上の広さを確保するとともに、サッカー等の球技などが行いやすいよう整形な校庭部分をより広く確保できるよう検討する。(Ⅱ)
- ② 100年桜を現位置で保存できる配置とする。(Ⅲ)
- ③ 松の一部保存や建物ボリュームの分節など、国分寺崖線の景観に配慮した計画とする。また、トンネル門や石垣の意匠を再現するなど学校風景の伝承を図る。(Ⅲ、Ⅳ)
- ④ 登下校門はどの方角から来る児童・園児も通いやすい位置に設け、児童・園児の安全に配慮した溜まり（退避）スペースを設ける。車両動線（緊急車両）については西側道路から学校にアクセスできる配置とする。(Ⅴ)
- ⑤ こども園の園庭は、現状と同等以上の広さを確保するとともに、園舎から園庭が見渡せるように配置する。また、園庭位置は飛び出し防止のため道路側を避け、小学校グラウンドや緑地へアクセスできる配置とする。(Ⅲ、Ⅴ)
- ⑥ 菜園や遊具、こども園プールを安全に配慮して適切に配置する。(Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)
- ⑦ 必要な緑地面積を確保しつつ、斜面地や屋上など、校庭以外の屋外空間における学習環境の充実を図り、子ども達の学習・憩いの場を創出する。(Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ)
- ⑧ 将来の児童数増加に柔軟な対応が可能な平面計画とするとともに、増築可能なスペースの確保と増築部とのスムーズな連結を考慮した配置とする。(Ⅰ)

(2) 平面計画

① 児童ゾーン

- ・普通教室は、日当たりのよい位置にまとめて配置し、良好な室内環境を確保する。(Ⅱ)
- ・ワークスペースを普通教室に隣接して設置し、将来の児童数増加に対応する。(Ⅰ)
- ・図書室、家庭科室、音楽室は地域開放を考慮し1階を中心に配置を検討する。(Ⅲ)

② 管理ゾーン

- ・職員室や保健室等は、昇降口やグラウンドを見渡すことができる位置にまとめて配置する。(Ⅴ)

③ 運動施設

- ・体育館は、避難所運営も考慮して1階に計画する。(Ⅴ)
- ・プールは校舎屋上に設置し、敷地の有効活用を図る。(Ⅰ)
- ・屋根に屋上緑化や太陽光発電パネルを配置するなど、アリーナの断熱性向上を図る工夫を行う。(Ⅱ)

④ 地域施設

- ・地域コミュニティスペース（和室）を設ける。(Ⅲ)
- ・図書室や和室等は、地域開放を考慮した配置とする。(Ⅲ)

⑤ こども園

- ・小学校と連携できるよう、校舎内で行き来できる計画とする。また、小学校と一体の建物とすることによる施設の効率化を検討する。(Ⅰ)
- ・幼児教育・保育のあり方検討委員会における検討内容や整備コンセプトとの整合を図る。(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

(3) その他

① 室内環境

- ・地下階も含め、校舎内の通風・採光を確保し、良好な室内環境を整備する。(Ⅱ)
- ・国立成育医療研究センターの近くに立地している地域性も考慮し、ユニバーサルデザイン・バリアフリー対策を徹底する。(Ⅱ)

② 防犯・災害対策

- ・避難所運営のための水確保や太陽光発電など非常時対応を考慮した設備計画とする。(工事中の避難所運営については今後担当課と調整を図る。)(Ⅴ)
- ・雨水利用や雨水流出抑制対策を行い、大雨の際の下流域への影響を低減する。(■)
- ・校舎から死角となる箇所の安全対策を検討する。(■)

③ 維持管理

- ・屋上への階段設置など、維持管理動線を適切に確保する。(一)

④ 工事中

- ・工事中の児童の安全を最優先とした仮設計画とする。(Ⅴ)

※各項目の（Ⅰ～Ⅴ）は、「基本方針」の各項目と対応している。

基本方針 事務局案

基本方針

複合化を活かした多様な教育や子育ての拠点となる施設 【教育・子育て（Ⅰ）】

- ・ 小学校・こども園・地域の交流を促進し、思いやりのある子どもを育てる空間づくりを行います。
- ・ 多様な教育や将来の児童数の変化に対応できる、柔軟性のある計画とします。
- ・ 子どもたちの多様性に配慮し、地域の子育て支援の拠点として活用できる計画とします。

子どもたちの健康・体力の向上に寄与する施設 【生活・健康（Ⅱ）】

- ・ 広い校庭・園庭や屋上利用など、活発な活動ができる空間を確保し、子どもたちの健康・体力の向上に寄与する計画とします。
- ・ **医療的ケアを実施できるよう配慮された学校環境整備**や、快適に過ごせる学習・生活空間を整備します。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい計画とします。

地域とともに歩む開かれた施設 【地域・景観（Ⅲ）】

- ・ 国分寺崖線の景観や、学校の風景伝承を図り、地域と調和のとれた計画とします。
- ・ 地域開放に配慮し、「砧っ子夏祭り」などの地域活動に活用しやすい計画とします。
- ・ 既存樹を大切にするとともに、新たな樹木を植え、永く地域に親しまれる計画とします。

自然とのふれあいを大切にする地球にやさしい施設 【自然・環境（Ⅳ）】

- ・ 菜園や緑地の整備など、子どもたちが自然に触れられる環境を整備します。
- ・ 自然エネルギーの積極利用による環境への負荷低減を図り、**ZEB化を推進するとともに**、環境配慮の「見える化」など、子どもたちが体感できる計画とします。
- ・ 木材の積極的な活用を検討し、あたたかみのある学習・生活空間を計画します。

児童と地域を守る安全安心な施設 【安全・防災（Ⅴ）】

- ・ 小学校とこども園のセキュリティ区分や動線に配慮し、適切な教室・施設配置を計画します。
- ・ 災害に強く、避難所として安心して活用できる計画とします。
- ・ 擁壁や歩道整備など地域防災に貢献する計画とします。